

# 厚生労働省が定める掲示事項

## ■看護に関する事項（２階病棟）

当院の２階病棟は、回復期リハビリテーション病棟です。

当病棟では、１日１２人以上の看護職員と３人以上の看護補助者が勤務しています。  
時間帯毎の平均配置は次のとおりです。

- ８：４０～１７：１０までの看護職員１人当たりの受け持ち患者数は５人以内です。  
看護補助者は３人勤務しています。
- １７：１０～８：４０までの看護職員１人当たりの受け持ち患者数は２４人以内  
です。看護補助者は１人勤務しています。

## ■看護に関する事項（３階病棟）

当院の３階病棟は、回復期リハビリテーション病棟です。

当病棟では、１日１２人以上の看護職員と３人以上の看護補助者が勤務しています。  
時間帯毎の平均配置は次のとおりです。

- ８：４０～１７：１０までの看護職員１人当たりの受け持ち患者数は５人以内です。  
看護補助者は３人勤務しています。
- １７：１０～８：４０までの看護職員１人当たりの受け持ち患者数は２４人以内  
です。看護補助者は１人勤務しています。